

韓国知的財産ニュース 2012 年 7 月前期

(No. 226)

発行年月日：2012 年 7 月 27 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

※このニュースは、7 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許・実用新案の優先審査の手続きに関する告示の一部改正令案(7月1日)
- 1-2 著作権法改正の主な内容(7月5日)
- 1-3 特許料・登録料と手数料のなかの補正手続き料(7月9日)
- 1-4 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案の立法予告
(7月12日)
- 1-5 発明振興法立法予告(HP 7月12日)
- 1-6 商標審査基準の一部改正令案(7月12日)

関係機関の動き

- 2-1 来年度 R&D 予算に行政機関は 17 兆 219 億ウォンを要請(HP 7月2日)
- 2-2 韓国政府、伝統音楽や歌曲など純音楽作者の権利強化へ(7月3日)
- 2-3 発明大学生と弁理士が一堂に会する(7月3日)
- 2-4 著作権保護センター、米の ESA と業務協約を締結(7月4日)
- 2-5 企業の存亡を左右する「コツ」を提示(7月10日)
- 2-6 島しょ・へき地の青少年、発明の魅力と出会う(7月11日)
- 2-7 知的財産を第2の専攻に、教授は勉強中(7月12日)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 韓国の IT・電機メーカー、米で特許訴訟急増(7月3日)
- 3-2 アップルとの特許「戦争」…三星電子とグーグルが協力(7月4日)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 零細業者を商標権の濫用から守るための商標法の改正推進(7月2日)
- 4-2 社会的企業もブランドとデザインで売上向上を図る(7月4日)

- 4-3 公共デザイン商品のデザイン登録数が最多に(7月6日)

その他一般

- 5-1 バイオテクノロジー、他分野より特許競争力が低い(7月1日)
- 5-2 梅雨の季節、「発明特許傘」で備えてみては(7月5日)
- 5-3 深海底の探査及び資源開発向けロボット技術の出願が増加(7月9日)
- 5-4 LG、LTE 特許は「世界トップ」を再確認(7月9日)
- 5-5 韓国、グローバル市場におけるシェアはたった2.4%(7月10日)
- 5-6 捨てられる都市の雨水、特許で管理する(7月13日)

法律、制度関連

1-1 特許・実用新案の優先審査の手続きに関する告示の一部改正令案(韓国特許庁 HP 7月1日)

1. 改正理由

韓国特許庁長が外国特許庁長と優先審査を行うよう合意した特許出願制度の「韓日国際特許審査ハイウェイ(PCT-PPH)による出願」及び「韓メキシコ特許審査ハイウェイ(PPH)による出願」を優先審査の対象にし、また、大統領訓令第248号に基づいて再検討期限を見直すため。

2. 主な改正内容

- イ. 韓日国際特許審査ハイウェイ(PCT-PPH)の施行(第4条第3号ロ目)
- ロ. 韓メキシコ特許審査ハイウェイ(PPH)の施行(第4条第3号イ目)
- ハ. 再検討期限の到来に伴う期限の見直し(第8条)

1-2 著作権法改正の主な内容(デジタルタイムズ 7月5日)

著作権法改正案の主な内容

電子(デジタル)教科書の転送を許容	<ul style="list-style-type: none"> - 教科用図書と免責利用範囲を「掲載」から「利用」に拡大 - 免責対象となる教科用図書の範囲は施行令において規定
試験問題の公衆送信を許容	<ul style="list-style-type: none"> - 試験問題の免責利用の範囲を「複製、配布」から「複製、配布、公衆送信」に拡大
信託範囲の選択制導入	<ul style="list-style-type: none"> - 著作権信託管理業者は、権利者から要請された場合、著作物等の利用と関する権利の一部を除いては信託を受けられるように規定 - 信託管理業者が権利者の意思に反して包括信託する場合には課金を科するよう規定
職権調整制度の新設	<ul style="list-style-type: none"> - 韓国著作権委員会の調整部は、調整価額1000万ウォン未満、一方の当事者が調整案を理由なしに拒否した場合、職権に代える決定を下すことができるよう規定
捜査(一般著作物)・鑑定(プログラム著作物)の際の制限規制を明確化	<ul style="list-style-type: none"> - 捜査のための「複製」を一般著作物の免責行為に包含 - 「鑑定のための複製」をプログラム著作物の著作権免責行為に包含
公演権の制限規制を整備	<ul style="list-style-type: none"> - 映像著作物に関する公演権制限範囲を「反対給付されない場合」から「非営利の目的、反対給付されない場合」に調整 - 許容範囲は施行令で決める



スマート時代を迎え、著作権環境も急激に変化しています。新しい技術やサービスの登場に伴い、著作権利用環境も大きな変化が起きており、ただ保護すべき対象であった著作権も一つの産業として位置付けられつつあります。一方で、関連の法・制度はまだ現実を十分に反映していないという声もありますが、それが産業全般において著作権がらみの紛争が増加している理由にもなっています。

◇電子教科書の伝送を許容…想像していた教室の風景が現実に

幸いなことに政府もその問題を認識し、著作権法の整備に乗り出しました。文化体育観光部は、新らに著作権法の改正案立法を予告しました。8月6日まで各界の意見を収集し、改正案を最終確定して9月の国務会議を経てから10月に国会提出する予定です。

今月の 12 日にはそのための公聴会が開かれます。

今回の改正案の大きな特徴は、スマート教育の活性化に向けて学校などにおいて著作物を利用する際のハードルを低くして、より手軽に利用できる著作権環境が整ったことです。

まず、電子教科書のオンライン伝送が可能になります。現著作権法は、教科用図書の場合、「公表された著作物を掲載することができる」としか規定してないため、電子教科書のオンライン伝送などには制約となっていました。文化部は、関連規制を見直し、様々な形態の教科書に様々な著作物を掲載できるようにする計画です。

試験問題のオンライン上の伝送や放送も可能になります。現著作権法では、試験問題に著作物を複製・配布することは、権利者の許諾なしでも可能ですが、それをオンラインで伝送・放送することはできませんでした。しかし、法律が改正されれば、オンライン評価などのために著作物を利用する場合にも、権利者の許諾なしに使用できるようになります。想像していたスマート教室が現実になるわけです。

◇著作権分離信託導入、紛争体制整備も

著作権信託制度も見直されます。新しい著作権法の改正案には、著作権者が自分の著作物に対する権利を部分的に信託できる「信託範囲の選択制」の導入も盛り込まれています。著作権は一つの権利のように見えますが、実は、複製権、配布権、転送権などの様々な権利がからんでいる権利の束だと言えます。著作権を権利別に信託できるようにすることで、著作権信託の過程で著作権信託管理業者と著作権者間の契約の耐用性を確保するというのが文化部の狙いです。

今回の法改正で信託範囲選択制が導入されれば、著作権の権利関係がより明確になり、著作権者の創作活性化にもつながると期待しています。しかし、一部の著作権信託団体は、信託範囲選択制が現行の著作権市場を一層混乱にさせかねないと主張し、導入に強く反対しています。文化部は、昨年にも同制度の導入を推進しましたが、著作権信託団体の反発で白紙になりました。

今回の改正案には、急増している著作権紛争を効果的に解決できる紛争体制の整備も盛り込まれています。それは、著作権職権調整制度の導入です。現行の著作権法にも紛争解決案としての調整制度がありますが、強制力がないため実効性に限界があるとの指摘がありました。著作権法が開催されれば、調整の当事者が合理的な理由なしに調整を拒否する場合や調整目的の価額が 1000 万ウォン以下の場合などは、職権調整が可能になります。実行されれば、著作権関連の訴訟濫用などによる副作用を減らせるうえ、調整の実効性も高まると文化部は期待しています。

<韓ミンオク記者>

1. 改正理由

商標法の改正(2011.12. 2 公布、2012.3. 15 施行)により、新しく追加された商標類型(音の商標、匂いの商標)に関する補正事項を納付対象に追加し、委任状を提出する際の補正手続き料の納付範囲について一部の規定を明確にする等、現行制度の運営上の問題点を一部改善するため。

2. 主な内容

イ. 補正手続き料の納付対象及び納付範囲の明確化

- 商標法の改正により、追加された商標類型についての補正事項を補正手続き料の納付対象に追加(別表)
- 既存の委任状についての補正手続き料の納付範囲を明確に記載(別表)

1-4 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案の立法予告(韓国特許庁 HP 7月12日)

1. 改正理由

新しく多様な不正競争行為に適切に対応すべく、不正競争行為に関する補充的な一般条項を新設し、営業秘密の侵害関連訴訟時に営業秘密の保有事実の立証負担を軽減させるための営業秘密原本証明制度と、偽造商品の流通を防ぐための偽造商品申告報奨金制度を導入する一方、罰則規定の営業秘密保有主体の拡大及び法定刑体制の見直しなど、現行制度の運営上の問題点を一部改善・補完するため。

2. 主な内容

イ. 不正競争行為に関する補充的な一般条項の新設(案第2条第1号ヌ目)

- 1) 新しく多様な類型の不正競争行為に適切に対応するため、競争者の相当な投資や努力で作られた成果等を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために許諾なしに使用することで、競争者の経済的な利益を侵害する行為を不正競争行為に関する補充的な一般条項として新設する。
- 2) 今後の技術の変化などによる様々な不正競争行為を効率的に防ぎ、公正で健全な取引秩序を維持できるものと期待される。

ロ. 営業秘密の保有事実を証明する営業秘密の原本証明制度の導入(案第9条の2から第9条の5まで)

- 1) 営業秘密を含めた電子文書が原本かどうかを証明するために、その電子文書から固有の識別値の電子指紋を抽出して原本証明機関に登録し、必要な場合には原本証明機関が電子指紋を用いてその電子文書が原本であることを証明

する営業秘密原本証明制度を導入する

- 2) 営業秘密侵害関連の訴訟の時、営業秘密の保有事実についての立証負担を軽減させるようになり、営業秘密保有者の権利を効果的に保護できるものと期待される。

ハ. 偽造商品の申告報奨金制度の導入(案第 16 条)

偽造商品の製造及び流通経路に関する情報を収集し、偽造商品の流通を防ぐために偽造商品の申告報奨金制度の根拠規定を新設する。

*偽造商品申告報奨金制度は、特許庁の訓令により、2006 年から施行中

ニ. 罰則規定の営業秘密補修主体の拡大及び法定刑体制の見直し(案第 18 条)

- 1) 企業以外に個人又は非営利機関の経済活動が活発になり、個人や非営利機関が保有した営業秘密の保護の必要性が高まっているものの、現行の罰則規定では、企業は保有した営業秘密を流出した者に限定して処罰しているため、企業以外の個人や非営利機関の営業秘密が流出される場合にも刑事的に保護されるよう、罰則規定においての営業秘密保有主体を企業家から営業秘密の保有者に拡大する。
- 2) 現行の罰則規定は、財産上の利益がない営業秘密侵害の場合は、罰金刑を科することができず、専ら懲役刑だけが可能になっているため、財産上の利益額がない営業秘密侵害についても選択的に懲役刑又は罰金刑に処することができる。

(JETRO ソウル注：意見聴取の期日は 8 月 21 日までです。条文書の仮訳は完成次第 JETRO ソウル知財チームの HP でお知らせします。)

1-5 発明振興法立法予告(韓国特許庁 HP 7 月 12 日)

1. 改正理由

産業財産権の創出・保護・活用等の活動を支援する産業財産権サービス業が主要産業として位置付けられつつある外国と違い、国内ではその規模が零細であるため、産業財産権サービス業の育成及び協会設立の根拠を定め、付加価値の高い産業として成長させ、雇用創出や発明教育機関の設置・運営、教員の任用・派遣等の発明教育活性化に向けた制度的基盤を整備するほか、国家研究開発事業の遂行過程において記録・作成した研究ノートの正しい使い方の拡大及び記録物の信頼性を確保するために研究ノート活用の促進に向けた根拠を定め、その他に現行制度の運営上の問題点を一部改善・補完するため。

2. 主な内容

- イ. 産業財産権サービス業育成根拠規定の整備(案第2条第8～9号、第3条、第20条の6～7、第40条の2～6、第56～第57条等)
- 1) 産業財産権の創出・保護・活用関連の活動を支援して収益を創出する産業財産権サービス業が海外では主要産業として位置付けられつつあるが、国内の関連メーカーは、その規模が非常に零細であるため該当の産業についての定義及び育成の根拠規定を定める必要がある。
 - 2) 産業財産権サービス業についての定義規定及び産業育成に向けた支援根拠を整備し、政府が毎年策定・施行する発明振興総合施策に産業財産権サービス業の育成に向けた施策を含め、産業財産権サービス事業者が関連協会を設立して運営できるようにする。
 - 3) 産業財産権サービス業が体系的な支援を通じて付加価値の高い産業として成長できれば、国内における雇用創出及び経済成長に貢献できると期待される。
- ロ. 発明教育の活性化に向けた制度的な基盤整備(案第7条第2項、第9条)
- 1) 発明教育の活性化に向けて政府が発明教育機関を設置・運営し、教員の任用権者である市・道の教育監(日本でいう教育長)が発明教育機関に教員を任用・派遣できるようにするための法的根拠が必要である。
 - 2) 政府の支援施策に学生発明教育機関、発明教育に特化した学校の設置・運営、教員の専門性向上の支援、学生発明教育課程の開発・普及、発明教育認識の向上及び発明文化の拡大、発明英才教育等を追加し、使用者等に発明及び知識財産教育の施設物を設置させることにおいて教育庁、地方自治体など、政府が直接発明及び知識財産教育機関(発明教育センター)を設置できるという内容に変更し、市・道の教育監が発明教育センターに教員を任用又は派遣勤務させることができるようにする。
 - 3) 政府が総合的で体系的な学生発明の支援施策を策定・施行し、発明教育機関を設置して教員を任用・派遣する制度的根拠を設けることで、発明・知的財産教育の大衆化に貢献できると期待される。
- ハ. 研究ノート活用の促進関連の法的根拠の整備(案第2条、第9条の2、第57条)
- 1) 研究ノートの正しい使い方の拡大及び記録物に対する信頼性を確保するため、国家研究開発事業のうち生成・獲得した研究開発の情報の体系的な記録・管理及び使用等、研究ノートの活用を促進するための法的根拠が必要である。

2007年第28回の科学技術関係長官会議において教育科学部は、研究ノートの作成に向けた法的根拠となる『国家研究開発事業の管理等に関する規定』第9条第1項第15号及び第29条(2010.8.11改正)及び管理指針(国家研究開発事業

の研究ノート管理指針)を設け、特許庁は、「研究ノートの教育・公報業務、電子研究ノートの普及」を担当することになった。

- 2) 研究ノートについての定義規定を新設し、国家研究開発情報の効率的な記録・管理及び使用等、研究ノート活用を促進させるための根拠規定を新設した。
- 3) 研究ノートの活用を促進するための法的根拠を整備し、研究開発情報を体系的に記録・管理及び使用でき、研究開発情報に基づいて容易に知的財産権を確保するための基盤を整うことができると期待される。

ニ. 特許技術情報センターの遂行事業の追加(案第 21 条)

- 1) 特許技術情報センターの事業範囲が先行技術情報の普及に限定され、国民の多様な産業財産権情報要求への効果的な対応が困難になっているため、先行技術情報資料を生産・管理できるように事業範囲を拡大する必要がある。
- 2) 特許技術情報センターが先行技術情報の分析・提供、検索などの普及作業だけでなく、先行技術情報の生産及び管理事業まで遂行できるように事業の範囲を拡大する。
- 3) 産業財産権の情報需要者が要求する多様な産業財産権の情報を効果的に生産・普及できるようになると期待される。

ホ. 韓国発明振興会の遂行事業の現行化(案第 53 条第 1 項)

- 1) 産業財産分野の急激な変動を受け、現在韓国発明振興会が遂行している各種の発明奨励事業と発明振興法に明示された事業内容との不一致があるため、それを現実に合わせて調整する必要がある。
- 2) 発明振興の情報化、産業財産の人材育成及び教育及び教育施設の運営、学生発明教育・研究及び発明教員の育成、特許技術の評価・取引・活用及び事業化の促進、発明振興に向けた展示・行事及び国際交流・協力事業、地域における知的財産の創出・保護・活用関連の製作開発に対する支援、地域知的財産センターの運営業務全般に対する支援等を事業範囲に追加する。
- 3) 現在、韓国発明振興会で遂行している各種の発明振興事業を現実に合わせたものに整備することで、事業を効果的に遂行できると期待される。

ヘ. 専門機関等に関する指定取消基準の整備等の問題点の改善(案第 56 条の 2、第 57 条等)

- 1) 法で指定された専門機関又は団体が指定基準を違反した場合、違反の類型によって指定取消又は業務停止の基準、重要な行政処分の前に意見の収集が必要である。
- 2) 施行令に専門機関の業務停止などの行政処分の細部基準、公聴制度等を実施す

る根拠規定を整備する。

- 3) 行政庁の処分行為についての具体的かつ詳細な基準を設けることで、国民の信頼を高め、行政の透明性を向上できると期待される。

(JETRO ソウル注：意見聴取の期日は8月21日までです。)

1-6 商標審査基準の一部改正令案(韓国特許庁 HP 7月12日)

1. 議決主文

商標審査基準の一部改正令案を別紙のとおり議決する。

2. 提案理由

商標制度の改善課題の公募、商標審査における争点・ノウハウ大会等を通じて明らかになった改善事項を反映し、商標審査官の改善意見を反映し、証明標章の商品に対する審査基準を提示する等、商標審査基準を合理的に改善するためである。

3. 主な内容

- イ. 結合標章の識別力判断に関する最近の判例を解釈参考資料に具体的に例示し、識別力のない標章間における結合標章の判断基準を具体化する。
- ロ. 著しく地理的な名称と結合した商標及び外国語の標章に対する審査基準を具体化する(案第8条、第9条)。
- ハ. 証明標章の指定商品等に対する審査基準を新設(案第49条の5)する等、商標審査基準の運営上に発生した問題点を改善するため。

関係機関の動き

2-1 来年度 R&D 予算に行政機関は 17 兆 219 億ウォンを要請(韓国特許庁 HP 7月2日)

今年度より 6.2%増額…8月初めに予算の配分・調整(案)の審議・確定
-国家科学技術委員会による 2013 年度の政府 R&D 予算要請額の分析-

□ 国家科学技術委員会(委員長・金ドヨン、以下「国科委」)は、1日、各関係機関から提出された来年度の政府 R&D 予算の要請額を分析した結果、今年度(16.0兆ウォン)より 6.2%増加した 17兆219億ウォンが要請されたと発表した。

□ 科学技術基本法に基づき、来年度の政府 R&D 予算要請のうち、国防・人文社会科学分野を除いた主な研究開発事業*費の 10兆9,242億ウォンは、国科委が直接予算を配

分・調整する。

*①5年以上の中長期大型事業、②未来成長エンジンの創出、③基礎科学分野、④類似・重複、研究施設や装置の構築事業など(科学技術基本法の施行令第21条③)

(単位：億ウォン)

区分		2012年度予算(A)	2013年度要請(B)	増減(B-A)	%
全体の R&D	支出総額	160,244	170,219	9,975	6.2
	予算	141,219	153,719	12,500	8.9
	基金	19,025	16,500	△2,525	△13.3
主な R&D 事業 (国科委所轄)	支出総額	106,849	109,242	2,393	2.2
	予算	88,898	93,842	4,944	5.6
	基金	17,951	15,400	△2,551	△14.2

□ 主な R&D 予算要請を技術分野別に見ると、前年度に比べて最も要請額が高い分野は、国際科学ビジネスベルト事業が属している先端融合分野であった(3兆2,345億ウォン、3.9%増)。

○ 大型公共事業分野は、発射体・加速器事業を中心に前年比の増加率(1兆4,558億ウォン、3.9%増)が最も高かった。

※韓国型発射体：(2012年度) 444 → (2013年度) 800億ウォン (80.3%↑)

※4世代放射光加速器：(2012年度) 450 → (2013年度) 850億ウォン (88.9%↑)

(単位：億ウォン)

区分	2012年度予算(A)	2013年度要請(B)	増減(B-A)	%
大型公共事業	13,248	14,558	1,310	9.9
グリーン資源	17,393	17,396	3	0.0
主力の基幹事業	28,416	28,151	△265	△0.9
先端融合	31,136	32,345	1,209	3.9

生命福祉	16,656	16,791	135	0.8
------	--------	--------	-----	-----

□ 政府関係機関別に見ると、**教育科学技術部(3兆4,463億ウォン)**と**知識経済部(4兆2,456億ウォン)**が主な R&D 予算要請額のほとんど(**61.2%**)を占めていた。

○ 教育科学技術部、中小企業庁などの 8 の機関が前年比 4%以上の増額を要請、

教育科学技術部：(2012年度予算)	3兆2,895億ウォン	→(2013年度要請)	3兆4,463億ウォン
中小企業庁：(2012年度予算)	7,095億ウォン	→(2013年度要請)	7,637億ウォン

○ 国土海洋部、環境部などの 8 の部署は、2%前後の予算増額要請

国土海洋部：(2012年度予算)	6,077億ウォン	→(2013年度要請)	6,162億ウォン
環境部：(2012年度予算)	2,222億ウォン	→(2013年度要請)	2,250億ウォン

○ 知識経済部は、前年より予算縮小を要請

知識経済部：(2012年度予算)	4兆2,861億ウォン	→(2013年度要請)	4兆2,456億ウォン
------------------	-------------	-------------	-------------

□ 教育科学技術部は、R&D 分野で最も注目されている国際科学ビジネスベルト事業に前年度予算の**2,200億ウォン**より**41%増額した3,100億ウォン**の予算を要請した。

□ また、相互成長及び雇用創出のための**中小企業関連 R&D 予算への要請が増加**しており、そのなかでも、創業初期の中小企業及び技術融複・複合事業に関する予算の要請が大幅増えている。

※中小企業専用の R&D 事業：(2012年度予算)7,095億ウォン→(2013年度要請)7,637億ウォン(7.6%↑)

※創業成長技術開発：(2012年度)710 → (2013年度)1,286億ウォン(73.8%↑)

※融・複合技術開発：(2012年度)399 → (2013年度)755億ウォン(89.2%↑)

□ その他にも、サービス分野の活性化の一環として新たに注目されている**サービス R&D 分野**に関して、多様なサービス産業を手掛けている知識経済部(300億ウォン)と中小企業の革新技術の開発を通じてサービス R&D を発掘する中小企業庁(150億ウォン)、コンテンツ中心の文化体育観光部(88億ウォン)、放送通信サービスに特化している放送通信委員会(49億ウォン)などが予算の増額を要請した。

※サービス R&D 分野：(2012年度)637億ウォン → (2013年度)717億ウォン(12.5%↑)

□ 国科委は、行政機関の R&D 予算要請案をベースに 7 月の 1 ヶ月間、各機関と持続的に協議を行ない、政府 R&D 予算の配分・調整(案)をまとめる計画だ。

○ 科学技術分野別の専門家による専門委員会で、昨年 11 月から約 7 ヶ月間にわたる事業別の具体的な分析*で得られた検討意見及び効率化案、既に発表(12.4.12)された「2013 年度政府 R&D 投資方向及び基準」で示した 7 つの重点推進分野及び 6 つの投資システムの先進化案などをベースに各機関の要請案を協議・調整する。

*大型公共事業、グリーン成長、先端融合、主力の基幹産業、生命福祉の専門委

□ 国科委は、8 月の初め、政府 R&D 予算の配分・調整(案)を審議・確定した後、企画財政部に報告する予定であり、企画財政部では、9 月末に政府予算(案)がまとまると、それを 10 月初めに国会に提出する計画だ。

2-2 韓国政府、伝統音楽や歌曲など純音楽作者の権利強化へ(文化体育観光部 7 月 3 日)

比較的に注目されてこなかった伝統音楽や歌曲、童謡などの分野における創作者の権利強化に向けて、政府と関連団体が協力して取り組むことを決めた。

文化体育観光部は、2 日、韓国音楽著作権協会、韓国国楽協会、韓国芸術歌曲連合会、韓国童謡作詞作曲家協会などと懇談会を開き、実態把握とともに韓国伝統音楽、歌曲、童謡創作者の著作権を保護するための措置を積極的に講じることにした。

音楽創作分野の著作権を管理している韓国音楽著作権協会の資料によると、昨年の音楽著作権使用料の分配総額 1123 億ウォンのうち、海外分配額 139 億ウォン(12%)を除き、大衆音楽分野の分配額が 963 億ウォンと 86%を占めているが、童謡は 13 億ウォン(1.1%)、歌曲は 3 億ウォン(0.3%)、国楽は 1 億ウォン(0.1%)に過ぎないことが分かった。

特に著作権使用料の分配額が最も少ない国楽の場合、最近になって数多くの国楽曲が創作されているにもかかわらず、著作者の作品登録頻度数が低く、それを使用するコンサート会場側も作品の利用許諾申請や著作権料の支払い手続きなどをしないで公演する場合が多いことも確認された。

こうした状況を受けて文化部は、国立国楽院など全国の国公立コンサート会場を対象に、著作権の使用許諾と作者の表記などの著作権処理方法を書いた案内指針を送るなど、著作権使用料の支払い文化を定着させるための取り組みを始める。

音楽著作権協会は、国楽などの分野における著作権管理を強化するため、純音楽著作権の管理専任職員を増強することにした。

国楽協会、芸術歌曲連合会、童謡作詞作曲家協会などの関連団体も個別の創作者が音楽著作権協会に作品の管理委託を行ない、より効果的に権利を保護できるよう取り組む計画だ。

問い合わせ：文化体育観光部 著作権産業化(02-3704-9482)

2-3 発明大学生と弁理士が一堂に会する(韓国特許庁 HP 7月3日)

第2のステップ・ジョブズを目指す、発明に興味がある大学生のために個々に合わせた弁理士による知財コンサルティングの場が設けられる。

韓国特許庁は、「2012年大学創意発明大会」に参加する大学生が自分のアイデアを今後、発明品として完成させるために必要なコンサルティングや知的財産権の教育を行うと発表した。コンサルティングは、発明研究部門の1次審査合格者、約260人を対象に7月3日から3日間の日程でチョンガン文化産業大学で行われる。

発明研究部門は、まだ具現化したことのないアイデアの提案書を提出し、その内容を具体化させて最終的な発明品を作り上げてその結果を競う部門だ。発明提案書を提出して合格した参加者は、知的財産権の専門家である弁理士とのコンサルティングで、アイデアの手直しや補完のためのアドバイスが受けられる。

弁理士は、事前に参加者らの発明提案書を分析して当日に現場でチーム別のコンサルティングを行う。コンサルティングは、発明を完成していく過程で必ず考慮すべき類似特許の事例やその回避策、研究テーマに関連した技術の動向、研究開発の方向性などの内容で構成されるという。コンサルティングとともに特許の情報調査検索及び活用方法、明細書の理解や作成など、知的財産権の教育も行われる。

その他にも、大学生のチャレンジャー精神や創意力を高揚させるために、リーダーシップ、TRIZを活用した創意力の開発、事業家向けの試作品制作に関する特別講義なども予定されている。金・ギュファン名匠を招いて「命をかけて取り組みば、何でもできる」をテーマに特別講義を実施する。そして、現在、最高責任者として活躍している大会受賞者と対談し、創業と失敗、再創業にまつわるこれまでの経験とノウハウを共有する時間も用意されている。

一方、「2012年大学創意発明大会」は、発明研究部門、発明特許部門、発明公募部門の3部門で構成されており、今回に受け付けた発明研究部門は、5月22日(火曜日)に締め切られ、99の大学から2,380件の発明提案書が提出された。発明特許部門と発明公募部門は、8月2日から9月13日まで申し込みできる。

韓国特許庁の産業財産政策局の李ヨンデ局長は、「オーダーメイド型のコンサルティング

を通じて大学生の発明へのモチベーションが一層向上すると期待している」と述べた。

2-4 著作権保護センター、米の ESA と業務協約を締結(電子新聞 7月4日)

韓国著作権団体連合会の著作権保護センターは、4日に米国のエンターテインメント・ソフトウェア協会(ESA)と著作権保護に関する業務協約を締結したと発表した。

著作権保護センターは、インターネットで違法に共有されている ESA のゲーム著作物を調べて削除する計画だ。同センターでは権利者から委任された音楽や映画、放送、出版、ソフトウェアなどの違法コピーを調べて削除する業務を行なう。

韓国著作権団体連合会の李サンビョク理事長は、「ESA との業務協約を皮切りに、海外の主な著作権団体と連携して著作権保護のためのグローバル・モニタリング・ネットワークを構築し、韓国の著作権保護への積極的な姿勢を世界に示したい。」と述べた。

ESA は、ゲームの著作権保護のために設立された民間団体だ。ソニーやセガなどの 34 社のゲーム会社及び配信会社が加入している。

<金ウォンソク記者>

2-5 企業の存亡を左右する「コツ」を提示(韓国特許庁 HP 7月10日)

韓国特許庁は、10日の午前10時ソウルのインターコンティネンタルホテルで中小・中堅企業の CEO 及び大学・公的研究機関の関係者 100 人を招き、「特許観点からの R&D 革新戦略」の拡大のための懇談会を行なうと発表した。

「特許観点からの R&D 革新戦略」とは、特許が単なる研究開発の結果であるという認識を改め、未来を主導する製品の研究開発の方向性を「お金になるコア・独自技術の特許の獲得」として確立し、初期段階から強力な特許ポートフォリオを構築できるように R&D 戦略を練り上げるというものだ。

今回の懇談会では、ヴィナテック(株)(VINA Tech)と韓国エネルギー技術研究院がテーマ発表を行い、方法論を導入して得た具体的な事例と成果を共有する。

また、これまで事業に参加してきた特許専門家が R&D の過程と特許情報を連携する方法論を分かり易く、すぐ真似できる「特許観点の R&D 革新戦略の手引書」として発刊し、懇談会の当日に配布する計画だ。

今回の発表会でヴィナテックの成ドギョン代表は、「弊社が巨額の投資が出来た理由は、『特許観点からの R&D 革新戦略』をベースとして技術開発に当たり、海外の競合他社の特許を分析して対応策を策定し、自社技術の特許(48件出願)で保護することで、特許紛争に対する準備を事前に整えておくことができたためだ」と強調した。

韓国エネルギー技術研究院(黄ジュホ院長)は、再生エネルギー関連技術に同方法論を導入した結果、R&D を推進するうえでネックとなっていた特許(4件)を解決することができ、多くの新規特許を出願(64件)して強力な特許ポートフォリオを構築することができた。未来のビジネスを確保するため、有望な 13 の R&D 戦略課題を選定し、公的研究

機関の成果拡大に向けて中小企業への技術移転覚書(MOU)を締結するなどの成果も出した。

今年で責任運営機関としての発足 4 年目を迎える韓国特許庁は、知的財産の大衆化に向けた政策の一環として「特許観点からの R&D 革新戦略」の方法論を質的に充実化し、積極的に拡大していく計画だ。

金・ホウォン庁長は、「産官学を対象にして方法論が有効であることが確認されただけに、今後は、導入の範囲を政府 R&D 事業全体と自治体、公共機関の R&D 事業にまで拡大させるようスピードを上げて支援を強化していきたい。」と述べた。

2-6 島しょ・へき地の青少年、発明の魅力と出会う(韓国特許庁 HP 7月11日)

韓国特許庁は、発明教育関連のインフラ整備が遅れている島しょ・へき地地域(済州、西帰浦、江原、洪川、江華郡など)の青少年を招いて「分かち合いの発明キャンプ」を開催する。

今回のキャンプは、比較的教育的・文化的条件に恵まれぬ島しょ・へき地の青少年を対象に、様々な発明体験チャンスを与え、青少年の潜在している創意力が発揮され、未来への夢を育むことができるよう支援する発明教育プログラムだ。

普段は発明教育に接することのできなかつた「済州西帰浦の天使の家」、「江原洪川ユルジョン小学校」、「江華チソク小学校」など、8の学校及び児童福祉施設の小中学生 92人を対象に、7月11日から13日の2泊3日間行なわれる。キャンプに参加する生徒は、今年上半期5週間にわたって行なわれた「分かち合い発明訪問教室」の授業を修了した。

キャンプの期間中に生徒たちは、与えられた材料を利用したアイデア品の製作など、発明・創意力育成プログラムから、組別の共同課題解決、国立中央博物館や大田子供会館を訪れるなど、多様なプログラムを体験することで、潜在していた創意力を啓発し、助け合いの精神を学ぶ。

金ホウォン庁長は、「普段は発明教育に接する機会がなかつた生徒たちが分かち合いの発明教育を通じて、未来の夢と希望を持って知的財産社会が求める創意的な人材として成長するきっかけになれば」と期待を示した。

韓国特許庁は、島しょ・へき地などの青少年を対象に、上半期も「分かち合いの発明訪問教室」や「分かち合いの発明キャンプ」を実施して、島しょ・へき地地域の生徒に発明教育のチャンスをより増やすために持続的な取組みを行なっている。

2-7 知的財産を第2の専攻に、教授は勉強中(韓国特許庁 HP 7月12日)

韓国特許庁は、知的財産創出において中心的な役割を果たしている理系などの大学教授を対象に行なった知的財産教育(T3: Teaching The Teachers 以下は T3)プログラムが大きな成果を上げていると発表した。

T3 プログラムは、知識基盤経済型社会に変化している状況下において、理系の大学教

授に知的財産の教育を実施し、研究結果を特許などで権利化できるようにし、専攻科目に知的財産関連内容を融合させた教育を行なうよう支援している。

主な成果として大学教授 1,006 人(111 大学)が知的財産関連の教育を修了(2008～2012 年 6 月)し、そのうちの 40%が 443 の(51 の大学、一部の教授は多数の講座を運営)の知的財産科目を開設して、主専攻と知的財産を融合させた教育を実施し、20,312 人の学生が受講した。また、教育の内容に基づいて研究結果 211 件を特許出願し、91 件の商標とデザインを出願した。

特許に基づいて技術移転費を受け取ったケースも 19 件で 3 億 2 千 4 百万ウォンに達した。済州(チェジュ)国際大学土木工学科の本ジョンヒョン教授は、「産業の副産物を活用した環境配慮型の舗道工法」に関する研究を特許登録し、6 千万ウォンの技術移転費を受け取ったという。

本教授は、「T3 プログラムを通じて、特許情報の重要性を認識し、活用することで先行の研究内容を簡単に把握できたうえ研究範囲を明確に設定し、より短期間で成果を上げることができた」と評価した。

一方、T3 プログラムを修了した檀国(タングク)大学化学工学科の李チョルテ教授など 52 人は、知的財産教育の必要性に共感し、「韓国知識財産教育研究会(仮)」を創立するための発起者大会を開き、9 月 12 日に創立総会を経て本格的な知的財産教育に関する研究を始めることになる。

韓国特許庁の産業財産政策局の李ヨンデ局長は、「T3 プログラムは、知的財産創出の中心的な人材である大学教授の研究成果を特許で保護し、大学における知的財産教育を拡大することにその狙いがある。」と述べ、今後は医学・医薬大学、経商大学、デザイン大学などの非理系大学にも教育の範囲を拡大させていくために関連団体と協力し、大学内の特許教育をさらに強化していくという。

T3 プログラムは、専攻と水準に合わせた段階別の教育を行なっており、研究と教育で忙しい教授のスケジュールに合わせて夏休みや冬休みなどを利用して教育を行なっている。より多くの教授に知的財産の重要性を認識させるため「大韓産業工学会」などの主な理系学界 10 ヶ所の知的財産セッションを支援している。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 韓国の IT・電機メーカー、米で特許訴訟急増(電子新聞 7 月 3 日)

最近、韓国の電気・IT 中小企業が米国で特許訴訟を起こすケースが急増している。特に、米国では 9 月から改正された特許法が適用される予定であるため、韓国企業の対策が急がれるという懸念の声が高まっている。

韓国電子情報通信産業振興会の特許支援センター(i-PAC)は、3日、世界最大市場である米国において融合・複合をリードしている電気・IT関連の特許紛争が過熱していると述べた。

米国の連邦地方裁判所に提議された電気・IT関連の特許紛争件数は、2009年の556件から2010年には623件、2011年には777件と大幅に増加した。米国の特許訴訟の産業別損害賠償額もIT分野が飛びぬけて高いことが分かった。

特許支援センターは、特許が資産だという認識の広がりや、アカシア、インターデジタルなど400以上の特許管理企業(NPE)の急増などの背景も厳しさを増す理由になっているとコメントした。NPEによる特許訴訟件数は、2007年に509件、2009年に536件、2011年に1143件と、ここ5年間で2倍以上も増加した。

米国では昨年改正された特許法が今年の9月から本格的に適用されるため、特許訴訟がさらに増えるとみられる。韓国の電機・IT中小企業は、早急に特許分野における対策を行うべきだという指摘も出ている。

9月から適用される特許法は、NPEが一つの書状に多数の企業を相手取って訴訟することを禁じ、制度を補完したので、その抜け穴を利用して中小企業を狙ってくる可能性がある懸念されている。また、一部の条項には中小企業に不利に適用される恐れがあるため、改正の内容や出願に関する手続きなどを把握しておく必要がある。

こうした状況を受けて特許支援センターと韓国ディスプレイ産業協会は、4日午後の1時30分からルネッサンスソウルホテルにて「米国における特許紛争対策セミナー」を行う。

センター関係者は、「アメリカの弁理士や弁護士を招いて昨年開催した米国特許法の主な内容とその影響、それによる特許侵害要件や最新事例、企業の訴訟への対応策などを提示する計画だ。」としている。

< 洪キボム記者 >

3-2 アップルとの特許「戦争」…三星電子とグーグルが協力(デジタルタイムズ 7月4日)

三星電子のギャラクシー・ネクサスが米国で販売差止めとされたことを受け、これまで弱腰な対応を維持してきたグーグルがソフトウェアパッチを公開して共同対応に乗り出す動きを示している。

All Things Digitalの4日(現地時間)発表によると、ギャラクシー・ネクサスの販売差し止め判決の直後にグーグルは、販売差し止め決定に抵触しないソフトウェアパッチを公開するという。また、グーグルは、アップルとの特許訴訟を繰り広げている三星電子を積極的に支援するという立場も明らかにした。

三星電子とグーグルは、ソフトウェアパッチを通じて、アップルの音声認識プログラム「シリ(Siri)」に適用されたウェブやアドレス帳などに対する統合検索機能を修正ま

たは削除すると見られる。仮処分決定の場合、問題となった機能を修正すれば販売を続けることができるためだ。

これに先立って、米国カリフォルニア州の連邦地方裁判所は、ギャラクシー・ネクサスの販売差止め仮処分の猶予を求める三星電子の要請を棄却した。その上、アップルが裁判所の決定直後、9600万ドルの供託金の支払いを行い、販売差止め仮処分の効力が発生している状態だ。ギャラクシー・ネクサスは、米国での販売が事実上、全面中止になったのだ。

グーグルがギャラクシー・ネクサスの販売差止め措置に対してとった異例な素早い対応は、今回の判決がアンドロイド全体に影響を及ぼしかねないということを意味する。

ギャラクシー・ネクサスは、グーグルと三星電子が共同で開発したレファレンス(基準)スマートフォンだ。今回の特許争いで問題になっていたマルチソース検索は、アップルの音声検索「シリ」の方法を含んでおり、ギャラクシー・ネクサスに搭載されたアンドロイド OS の音声検索などがそれを侵害したものと推定されている。そのため、今回の決定が本案訴訟でも認められた場合、特許侵害製品の範囲がアンドロイド全体に拡大する可能性が高くなった。

三聖電子は、「グーグルとの共同対応を模索している」と述べている。

<金ユジョン記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 零細業者を商標権の濫用から守るための商標法の改正推進 (韓国特許庁 HP 7月2日)

韓国特許庁は、商標ブローカーによる商標制度を悪用した悪質な商標権侵害紛争に飲食店や美容室などを運営している零細業者が巻き込まれないように保護する一方、商標権者の営業上の信用を不正に利用する目的により、他人が商標を登録した後、それを商号として使用する不正行為の防止など、商標使用の公正な秩序を確立するため商標法を改正する。

また、出願者の商標権取得期間を短縮するため、商標の不使用による取消審判を見直すと共に、商標出願者が意見書の提出期間を順守できなかった場合にも権利救済が受けられるよう、手続の継続制度を新設するなどの商標法改正も行なわれる。

既存の店舗名に類似している商標を勝手に商標登録して、商標権が侵害されたと警告状を送って和解合意の支払い金を求める手法で飲食店や美容室などを運営している零細業者を狙った商標ブローカーの商標権濫用による紛争が多発し、法律知識のない零細業者が被害に遭う例が多くなり、制度の見直しを求める声が高まっていた。

こうした紛争は、零細業者が商標登録をせず、事業者登録だけを行なっていることが背景になっている。それを悪用して零細業者の事業が軌道に乗り始めると、その商号と

同一または類似の商標を先に登録して商標権を行使し、「商標権侵害だ」「民事・刑事上に訴えかける」と脅迫して和解合意の支払い金を要求するのが商標ブローカーの主な手口だ。

現在の商標法では、第 51 条に商号などを「普通に使用する方法で表示」した場合には、商標権の効力が及ばないと規定しているが、「普通に使用する方法」という表現が曖昧であるため、訴訟を通じて裁判で最終的に決定するしかない。そのため、看板などに商号を表示する場合、文字だけでなく記号などを加えると、商標権の効力が及ぶか否か曖昧になってしまう。これまでは、「登録した商標権に効力がある」と商標ブローカーに脅迫された場合、零細業者は、その商号を変えるか、和解合意金を支払わなければならなかったので、関係機関に多くの苦情が寄せられていた。

今回の改正により、商号を記号などと合わせて使用する場合であっても、それを商標権が登録される前から使用していれば、商標権の効力が及ばない範囲となるよう内容を具体化して零細業者が自分の商号を引き続き使用する事ができるようになる。

一方、現行の商標法第 51 条では、登録済みの商標を模倣して商標を登録し、あとから商号として使用する場合にも、「普通に使用する方法」であれば使用が出来るものと解釈される可能性があり、適法に登録された商標権の効力が及ばなくなるという指摘があった。

商標法の改正案によると、商号と商標の登録、または使用の前後を基準にして、商号が先に使用されていた場合、その商号を引き続き使用することができるが、登録されている商標を模倣して商標登録した後、最初からその商号を使用していれば、商標権者の営業上の信用を悪用しない場合にだけ、引き続き使用できるようにするなど、商標権と商号の両方を保護するための内容が盛り込まれている。

今回の改正は、特許庁がこれまで把握してきた苦情、そして零細業者、主な企業、学界、業界が参加した懇談会などから把握した改正への要求を商標法に反映したもので、商標使用の公正な秩序を確立して商標権の行使を不正から守り、零細業者が使用している商号を商標権者の悪質な権利濫用から保護するために見直したものである。

特許庁の商標デザイン審査局の李ジュンソク局長は、「今回の商標法の改正案は、立法予告、政府機関の協議などを経て 10 月頃に国会に提出する予定で、今回の改正により零細業者を相手にした商標ブローカーの商標権濫用が大幅に減少すると期待されているほか、企業の大切な商標権の保護と、企業が築いてきた営業上の信用に便乗しようとする不正競争行為によりその効力が無くなることを防げる」とみている。

そのほかに、韓国特許庁の今回の商標法改正案には、商標の不使用取消審判制度を見直し、不使用・取消審判が請求された場合には、係属している出願の審査を中止し、不使用・取消審判が終了してから再び審査して商標を登録させることにより、出願人の本人が改めて商標登録を出願する手間が省かれ、商標権の取得機関を少なくとも 9 ヶ月早めることになり、出願者の利便性を高める内容も盛り込まれている。

商標法の改正案は、現在立法予告中で(2012年7月17日まで)、詳細な内容は韓国特許庁のホームページで(www.kipo.go.kr)確認できる。

4-2 社会的企業もブランドとデザインで売上向上を図る (韓国特許庁 HP 7月4日)

社会的企業も独自のブランド・デザインを重視する時代になりつつある。

韓国特許庁(庁長・金ホウォン)は、今年は知識財産権の支援対象に24の社会的企業を選定したと発表した。

社会的企業も一般企業と同様に、商品とサービスを生産販売する営利活動を行うべきであり、そうすると独自のデザインや戦略的ブランドが重要になってくる。

しかし、社会的企業は、知識財産関連の人手不足や資金難で苦しむ零細規模が大半であり、ブランドやデザインなどを開発する余力がない状況だ。

実際に慶尚南道に位置している「ブルー・インダス(Blue Industry)」は、溶接作業服を生産する社会的企業だが、販路の開拓と売上高の向上を図るためには、特殊繊維を用いたデザインの開発とデザイン権の確保が切実に求められていた。

しかし、現場の労働者を除けば、知識財産の専門人材もデザイン開発に投資する資金も不十分であった。

そんな時、昨年韓国特許庁が実施したモデル事業で支援を受け、利便性と機能性を備えたデザインの新商品を開発したことで、主な取引先に加えて三星重工業などの大手企業との納品契約を結んだ。現在は月間1億ウォンの追加売上増を期待しており、支援後には追加的に3件のデザイン出願を行い、知的財産権紛争対応力の確保などの成果もあげた。

昨年、韓国特許庁がモデル事業を実施した結果、支援対象の5社のうち、「Nurriddle(ヌリトゥル)希望IT」は、売上高が3千4百万ウォンから3億2千4百万ウォンに、「チョンヒョン」は、1億2千3百万ウォンから2億4千万ウォンに増加し、「チョンリブ電子」は、雇用者数が142人から158人に、「独島クッキー事業団」は、7人から8人に増加したほか、知的財産権の出願件数も4件から10件以上に倍増するなどの成果をあげた。

韓国特許庁は、昨年のモデル事業の成果を受け、今年度の予算を昨年度の1億2千5百万ウォンより4倍増えた5千万ウォン(自治体のマッチング額含)に編成し、24社を支援する。

産業財産制作局の李ヨンデ局長は、「メガ・コンペティション時代が進化するにつれ、競争から取り残されがちな階層の雇用を支援し、社会的サービスを提供する社会的企業の役割と規模が更に重要になると予想されている。韓国特許庁の社会的企業のブランド・デザイン支援事業がそうした企業の成長につながると期待している。」と述べた。

4-3 公共デザイン商品のデザイン登録数が最多に (韓国特許庁 HP 7月6日)

ここ数年間続いている公共デザインムードの影響で、今年の公共デザイン関連商品の

デザイン登録件数が過去最多となったことが明らかになった。

韓国特許庁は、2010年には1,615件だった公共デザイン商品のデザイン登録件数が2011年には約20%増加した1,925件となったと発表した。

デザイン登録商品の類型を分析すると、街路灯などの照明施設物が35%(677件)と最も多く、ベンチやパーゴラなどの休憩施設物が28%(540件)となり、照明や休憩施設物が公共デザインと関連したデザイン登録件数の63%を占めていた。

このように公共デザイン関連商品のデザイン登録件数が増加したのは、2007年から全国的に公共デザイン事業が拡大したことが影響を与えたとみられ、2009年から2010年までの2年間のデザイン登録出願件数が毎年3,000件を越えて合計6,500件余りに達した主な理由である。

一方、公共デザイン関連商品の3年間の登録率は、平均約62%と、一般的なデザイン出願の平均登録率が80%程度であることと比べ、比較的に低水準にとどまっていることが分かった。その理由は、出願する前に該当のデザインがメディアから報道されたか、販促のためにインターネットやカタログ、展示会などで告知されたなどの理由で新規性を失ったケースが多いためだと韓国特許庁は分析している。

韓国特許庁のデザイン1審査課の朱ジョンギョ課長は、「デザイン登録のためには、試案が確定された段階で出願することが最も望ましいが、出願する前にデザインがインターネットなどで告知されたとしても、初めて告知された日から6ヵ月以内には新規性喪失の例外(デザイン保護法第8条)条項によって登録可能なので、出願する際にこの条項の適用を申請し、証明書類は30日以内に提出すればいい」と述べた。

【貼付】 公共デザイン関連の出願及び登録現況

1. 年度別の公共デザイン関連出願及び登録現況

(単位：件)

区分		2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	合計	備考
休憩施設物	登録	247	354	335	439	540	1915	ベンチ、パーゴラ、簡易休憩所
衛生施設物	登録	46	51	40	58	78	273	ゴミ箱、屋外トイレ、飲水台
情報施設物	登録	48	61	74	86	87	356	公衆電話ボックス、時計塔、郵便ポスト、交通標識、案内サイン、掲示板、電光板
通行施設物	登録	258	262	191	203	207	1121	バス・タクシー乗り場、自

								転車スタンド、歩道舗装、マンホール
保護施設物	登録	187	170	144	146	168	805	ボラード、ガードレール、セーフティフェンス、信号灯、反射台、防音壁
照明施設物	登録	674	602	591	534	677	3078	街路灯、庭園灯、照明塔
造園施設物	登録	91	199	200	129	136	755	造形物、噴水台
販売施設物	登録	12	7	10	20	32	81	露店販売台、乗車カード販売所、移動型販売台
合計	登録	1563	1706	1585	1615	1925	8394	

2. 公共デザイン商品出願件の登録率

区分	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	年平均	備考
出願(件)	2011	2761	3293	3355	2698	-	※登録(件)は、出願(件)の翌年の件数
登録(件)	1706	1585	1615	1925	審査 進行中	-	
登録率(%)	84.8	57	49	57		61.95	

※公共デザイン商品の出願件登録率は、出願と登録決定までの期間(1年)を考慮したが、多少の誤差がある。

その他一般

5-1 バイオテクノロジー、他分野より特許競争力が低い(電子新聞 7月1日)

韓国で出願されている生命工学(BT)分野の特許率が情報通信技術・電機などの他の分野に比べて低調であることが判明した。BT 分野の特許出願件数の割合も先進国より低い水準にとどまっている。

1日に発表された韓国科学技術企画評価院(KISTEP)の報告書によると、BT分野における特許集中度を現わす顕示比較優位度指(Revealed technological advantage: RTA)の2007年から2009年までの結果は、0.7にとどまった。デンマーク(2.2)、ニュージーランド(1.9)、豪州(1.5)、米国(1.4)より大きく後れを取っている。10年前の顕示比較優位度指(1997~1999年)より0.1ポイント下落した。

特許の集中度は、国別にどの分野から多くの特許が出願されているかが把握できる計量的な指標であり、これは顕示比較優位度指で分かる。RTAの値が1.0以上であればその分野の特許集中度が高いということを意味する。KISTEPの李ウォンホン副研究委員は「10年前に比べて、ほとんどの国がBT分野の特許集中度が増加したが、韓国は低下した。ITと電機分野に特許が集中して特許の出願は比較的到低い結果となった。」と分析する。

また、特許協力条約(PCT)で韓国のBT特許が占める割合は、3.24%に過ぎない。一方アメリカは、PCTに出願した特許のうちBT分野が41.52%を占めている。韓国は、EU(28.51%)や日本(10.91%)によりも低い水準だ。PCTは、諸国に特許を出願する際の効率を高めるために締結した国際条約だ。PCTに特許を出願すればすべての加盟国に同時出願することと同じ効果がある。KISTEPは、「BT分野の特許競争力を確保するためには企業部門のR&D投資の拡大が必要だ」と指摘する。

報告書では、韓国のBT分野R&Dのうち、公共部門の投資がドイツ(21.2%)に次いで2位(19.8%)とされている。しかし、企業の研究開発費におけるBT投資の割合が2.7%であった。BT研究開発の投資上位国であるアメリカ(7.8%)やフランス(9.3%)に比べて情けない結果だ。

集中BT企業は、37%程度で、ドイツ(81%)、豪州(73%)に比べても低い水準にとどまっている。集中BT企業とは、全般的な活動がBT活用と関連しており、全体のR&Dのうち75%をBTのR&Dに投資する企業のことを意味する。

<権ドンジュン記者>

5-2 梅雨の季節、「発明特許傘」で備えてみては(韓国特許庁HP 7月5日)

‘香る傘、光る傘、警告灯付きの傘、扇風機付きの傘、2人用の雨傘’

梅雨の季節の必需品と言えば傘。その傘が発明のアイデアによって様々な姿に変身している。雨が直接当たらないように差す傘だが、その本来の機能に加えて利便性や機能性を向上させた傘の特許出願が活発に行なわれている。特に雨傘は、年間約100件の出願件数を維持している「鉄板アイテム」だ。

韓国特許庁によると、2002年から2011年までに1,050件の傘関連の特許が出願され、そのうち「機能性アイデア傘」分野の出願が267件だ。この分野は、2002年から2007年までは一定の水準を保っていたが、2008年から急激に増えているという。

増加の背景としては、市場の規模自体が大きいうえ、アイデアを持っている個人が新素

材や情報通信技術を用いて新たに機能を追加させた傘の特許出願に高い関心を持っていることが挙げられる。

5月に韓国国営放送の「男の資格-男、そして発明王」編でも、多くの参加者が傘の発明品を出品した。

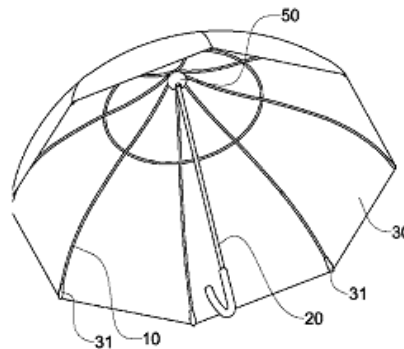
機能性傘は、いくつかの技術分野を中心に特許出願が行なわれている。

第一に、素材を含めて傘の形態を変える分野だ。

傘の素材や構造設計を改善して特許を出願する場合が大半を占めている。例えば、親骨に高弾性の高カーボン・スチール線材を用いて、受骨を取り除いても形が変わらないように作った傘や、2つのカバーをジッパーやベルクロテープで固定させて2人が一緒に差す傘などがある。

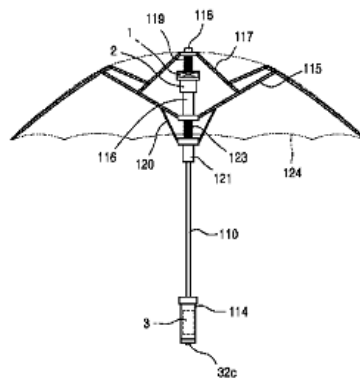
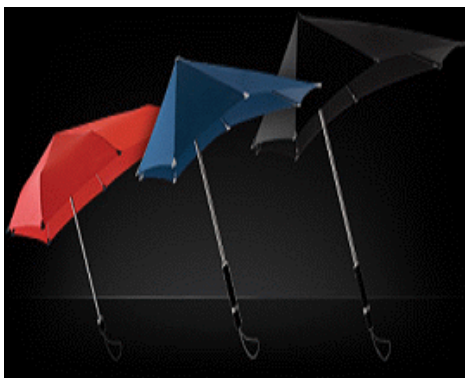


(2人用の傘)



(高カーボン・スチール線材傘)

「雨傘は対称形だ」という常識を覆し、人が傘の中心に位置して雨や風にも裏返されにくく設計した偏心軸傘や脱水機能を強化してカバーの表面に付いた雨水を除去しやすくした傘、超音波の振動子ハウジングを取り付けて傘骨を上下に振動させることで雨水を除去しやすくした振動傘などもある。



(偏心軸雨傘)

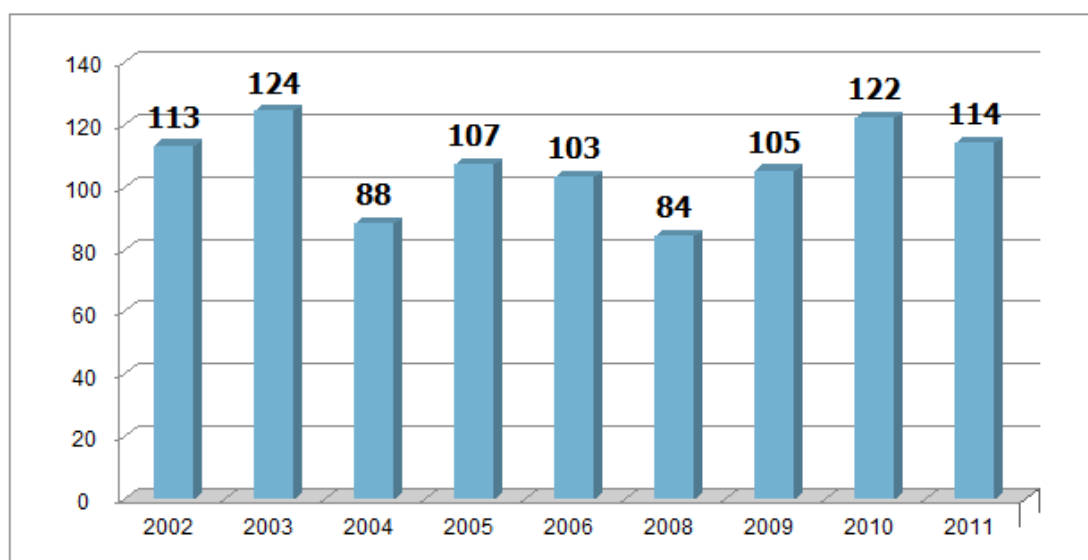
(振動雨傘)

雨傘に新しい機能を取り付けた雨傘には、子供の保護機能を強化した LED-光繊維連動型発光傘や、Wi-Fi モジュールとアンテナを取り付けて天気情報を提供する傘、カバーに折り畳みカバンの空間を作ったカバン傘、ラジオ受信機能の傘、香水雨傘などがある。

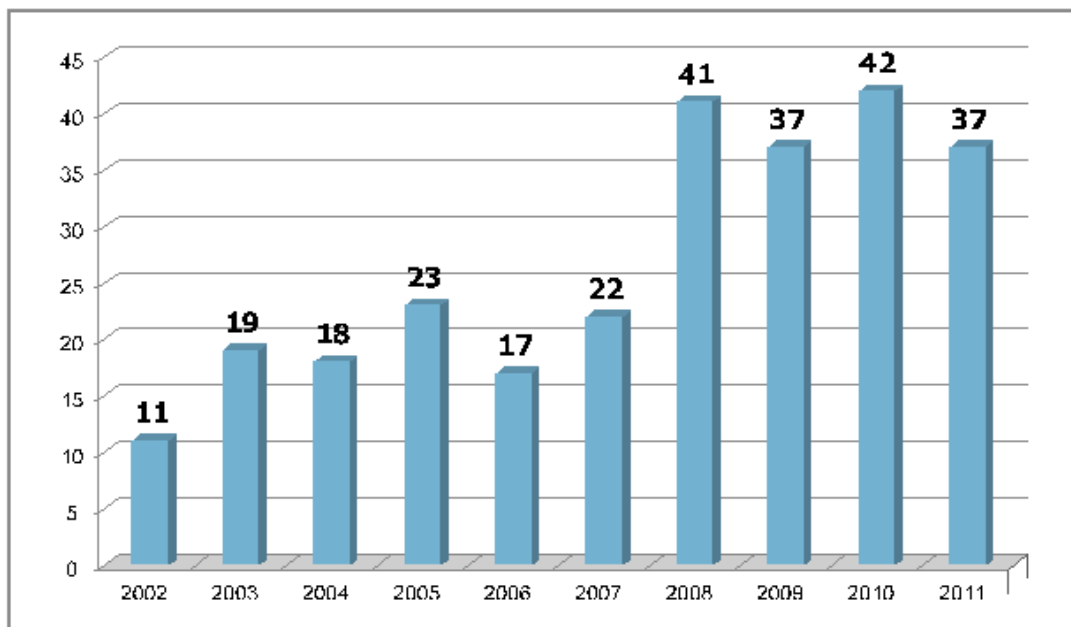
機能性アイデア傘の出願は、国内の割合がその大半(全体の 94.2%)を占めており、個人出願の割合が全体の 94.6%と高い水準となっている。

韓国特許庁の繊維生活用品課の徐イルホ課長は「生活必需品なので、斬新なアイデアを生かした機能性傘の特許出願は、今後も堅調に推移していくでしょう」と述べた。

添付 1. 傘全体の特許出願動向



添付 2. 機能性傘の特許出願動向

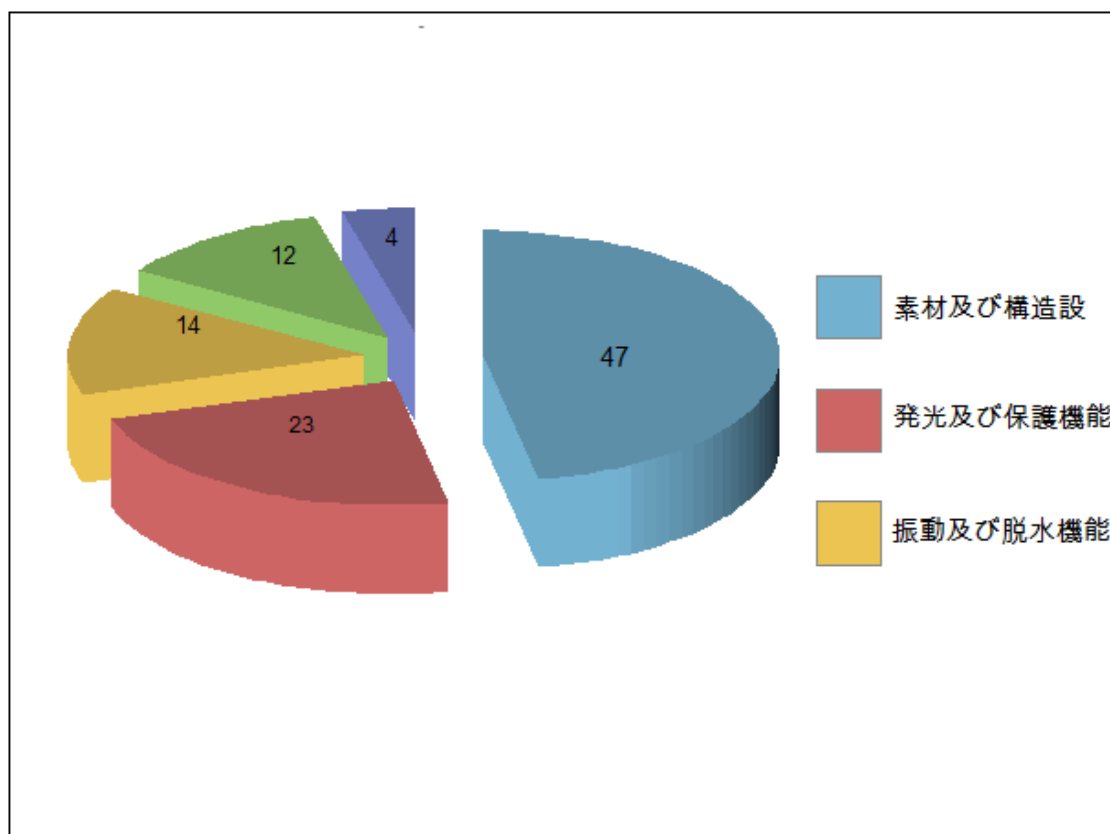


添付 3. 機能性傘の技術分野別の特許出願の現況

(単位：件、%)

	素材及び構造設計	発光及び保護機能	振動及び脱水機能	情報提供	その他	計
特許出願(件)	125	62	38	32	10	267
割合 (%)	47	23	14	12	4	100

添付 4. 機能性雨傘の出願発明の例



5-3 深海底の探査及び資源開発向けロボット技術の出願が増加 (韓国特許庁 HP 7月9日)

2012年の麗水エキスポで人気を集めているパビリオンの一つが「大宇造船海洋ロボット館」である。この展示館では、資源の枯渇問題などで苦しんでいる人類にロボットで希望を与え、新しい可能性を示すため、韓国最長身(6.5m)のロボット(名称:ネビ)をはじめとする海洋向けロボット5台が展示されている(添付1を参照)。

石油やガスなどの天然資源を得るためには、さらに深い海を開発しなければならないが、深海底では人間の活動が制限されているので、人間に代わって活動する海洋・海底用のロボットの開発が急がれていた。

韓国特許庁は、深海底の探査と深海底資源開発への関心が高まるにつれ、韓国でも海洋・海底ロボットに関する特許が現在まで93件出願され、そのうち72%の67件がここ5年間出願されたものだと発表した(添付2を参照)。

深海底探査・開発用ロボットの技術分野は、遠隔地をケーブルで連結されて遠隔コントロールする遠隔操作無人探査 (ROV¹)型と、遠隔地とケーブル無しに自律的な動力源とプログラムによって制御する自律型無人潜水 (AUV²)型に大きく分類されており、技

¹ Remotely Operated Vehicle

² Autonomous Unmanned Vehicle

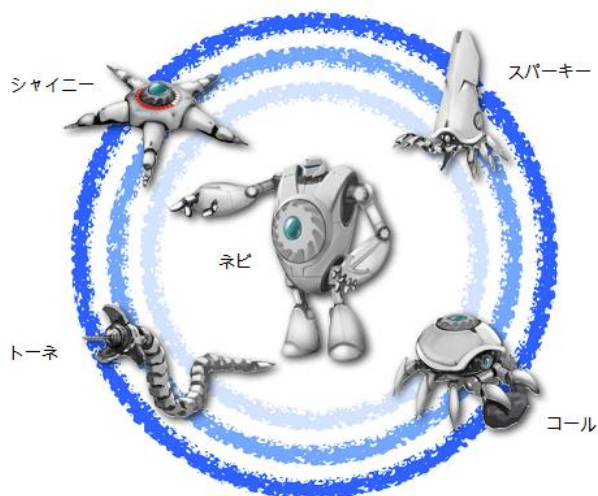
術別の出願状況は、ROV 型が 68% の 63 件、AUV 型が 32% の 30 件それぞれ出願されている(添付 3 を参照)。

また、出願人別にみると、韓国海洋科学技術院(旧韓国海洋研究院³)が 13 件(14%)と最も多くの特許を出願し、その次の三星重工業が 12 件(14%)、韓国科学技術院が 6 件(7%)、大宇造船海洋が 4 件(4%)順となり、産官学を中心に出願が活発に行なわれていることがうかがえる。

韓国海洋科学技術院では、6,000m 級の深海底無人潜水艇の「ヘミレ」を独自開発するなど、活発な研究活動を行なっており、潮流、水深、水温などの影響で人間の作業が不可能な所で人間に代わって水中遊泳と海底歩行を行いながら精密な探査及び作業を行なう「多関節複合移動海底ロボット」を 2011 年末に特許出願し、2015 年をめどに研究を行なっている(添付 5 を参照)。

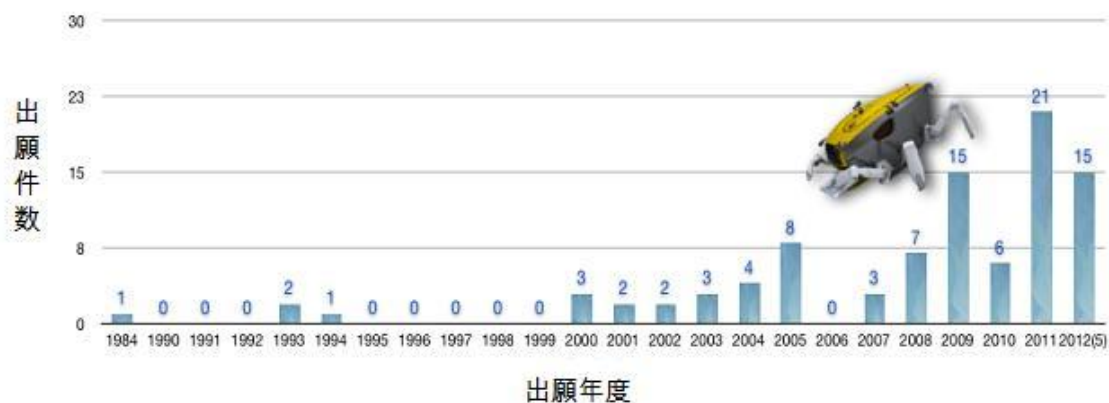
韓国特許庁の機械金属建設審査局の局長は、「世界トップレベルの韓国造船海洋技術をベースに深海底の探査と深海底資源開発分野に持続的な投資と研究開発を行なう必要がある。今後、この分野の特許出願も増加すると予想される。」としている。

添付 1. 海洋 5 ロボット(MARINE 5 ROBOT)



添付 2. 年度別の出願件数

³ 2012 年 7 月 1 日から「韓国海洋研究院(KORDI)」が「韓国海洋科学技術院(KIOST)」に変更された。

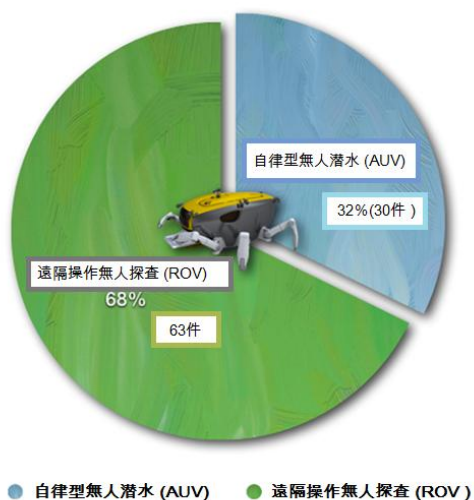


※出処：韓国特許庁の統計システム

※検索基準：IPC⁴全体

(海底 or 深海底 or 水中)&(ロボット or ロボト or ROV or AUV)

添付 3. 技術分類別の出願件数



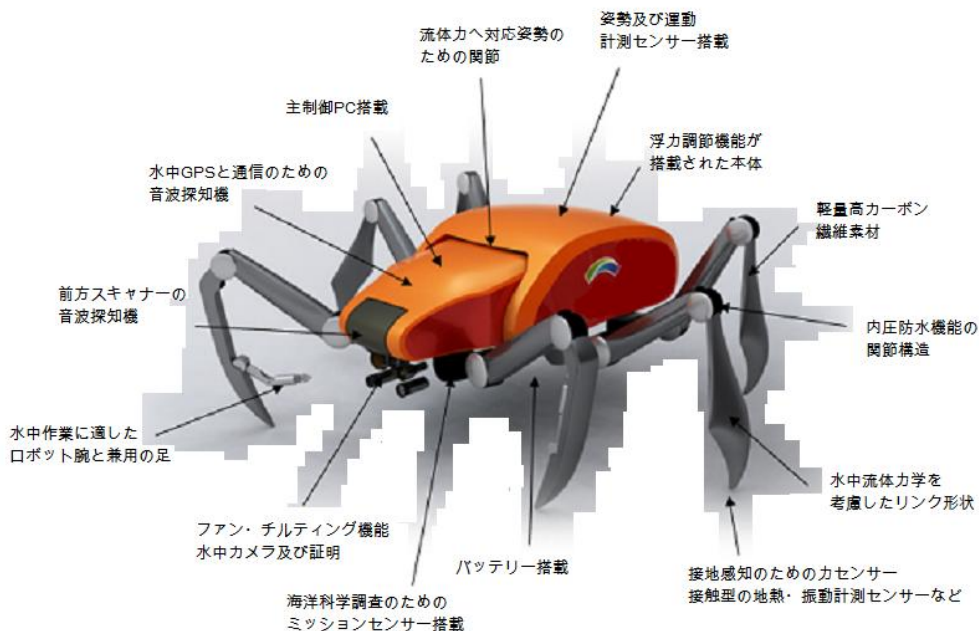
添付 4. 出願人別の出願件数

⁴ IPC (International Patent Classification): 世界知的所有権機関(WIPO)が定めた国際特許分類



- 個人出資
- 韓国海洋研究院
- 三星重工
- 韓国科学技術院
- 大宇造船海洋
- (株)アマシア
- トンミョン大学
- 韓国機械研究院
- (株)ダム技術団
- (株)アモステック
- (株)SMEC
- (株)エア・ナイン
- 韓国生産技術研究院
- (株)ダム技術団
- キョンヒ大学
- Global Marine Systems
- レッドウィンTech
- カンルンウォンジュ大学
- カンウォン道立大学
- プサン大学
- ソウル科学技術大学
- チョナム大学
- パンテックジオテックTPY
- プキョン大学
- 平和精巧(株)
- ポハン産業科学研究所
- ポハン知能ロボット研究所
- 韓国海洋大学
- テクニフ・フランス

添付 5. 多関節複合移動海底ロボット (Multi-legged walking and flying subsea robot)



5-4 LG、LTE 特許は「世界トップ」を再確認(デジタルタイムズ 7月9日)

LG 電子が LTE(ロング・ターム・エボリューション)コア標準特許評価で再び世界 1 位となり、LTE 市場の強者としての地位を再確認した。

米国の知的財産権コンサルタント専門機関である IPm(TechIPm, LLC)の 9 日の発表によると、今年の第 2 四半期まで米国の特許庁に出願された LTE コア標準特許 187 件を分析した結果、最も多くの特許を LG 電子が保有していることが分かった。

LG 電子は、標準特許 187 件のうち、その半分近くの 90 件を既に登録を終えたか、登録決定段階にあり、残りの特許は、出願を終えて登録手続きを控えている。三星電子は、ノキアに続き 3 位となり、モトローラ、ノーテル、InterDigital、QUALCOMM (クアルコム) などが上位に名を連ねる。

昨年、米国の投資銀行「Jefferies & Company」の分析結果においても LG 電子は、世界 1 位を獲得し、今回の評価と合わせて LTE におけるトップ技術メーカーであることを印象付けた。

LG 電子は、LTE 特許を先取して大幅な需要拡大が予想されている LTE スマートフォンの競争に有利な立場を確立することができると期待している。LG 電子は、「今後の端末発売過程では、LTE だけでなく 4G 技術の LTE-Advanced(LTE-A)特許権が技術主導権を確保するうえで重要な基盤となる。顧客にも差別化された技術力を提供できる。」と自信を示した。

LG 電子は、現在 10 ヶ国で販売している LTE スマートフォンの販売地域を年度末をメドに 20 ヶ国に増やす計画だ。韓国では最近販売した「オプティマス LTE2」が人気を得て、第 2 四半期のスマートフォンシェア 2 位を獲得した。

米調査会社 Strategy Analytics(SA)は、今年の世界 LTE スマートフォンの販売量を昨年
の十倍に当たる 6700 万台になると推算した。

<金ユジョン記者>

5-5 韓国、グローバル市場におけるシェアはたった 2.4%(電子新聞 7月10日)

世界的に文化コンテンツ市場の拡大基調が続いている。

文化コンテンツ市場は、無限の成長が期待できる市場だという認識が広がり、米国と日本が攻めの投資を行って市場をリードしている。

文化技術(CT)研究院の設立企画団が調査した 10 日の国内外のコンテンツ産業動向によると、世界の文化コンテンツ市場は、年平均 6.6%の伸びを見せており、アジア市場は、8.8%の成長率となっている。世界市場のシェアは、映画やアニメーション分野で幅を利かせている米国が 40.1%と、圧倒的に高いシェアを占めており、日本が 7.6%とその後を追っている。韓国のシェアは、2.4%と低い水準にとどまっている。

世界各国は、コンテンツ産業とその関連技術の開発に全力をあげている。

米国は、市場主導型コンテンツ産業を育成するため、MIT メディア研究所などの民間が中心となっているコンテンツ産業を政府レベルで支援している。日本は、コンテンツ

を活用した文化創造国の建設を強調している。そのために知的財産基本法を改正し、デジタルメディアセンターなどを設立した。ドイツやフランスなどの欧州諸国も政府系の研究所を中心に研究開発を急いでいる。

韓国の場合、音楽やドラマなど韓流ブームに後押しされた文化コンテンツ産業の成長が見込まれている。国内では、年平均 16% の高成長を維持している。

2000 年 21 兆ウォンから 2007 年 62 兆、2011 年には 100 兆ウォンに市場規模が拡大した。韓国の文化コンテンツ市場をリードしているアイテムは、放送映像、音楽、オンラインゲーム、映画、キャラクター、漫画の順となっている。

<徐インジュ記者>

5-6 捨てられる都市の雨水、特許で管理する(韓国特許庁 HP 7月13日)

最近韓国の気候が亜熱帯化してきていることで、集中豪雨が増加傾向にある。昨年 7 月のソウルの光化門(クァンファムン)と江南(カンナム)駅周辺の浸水のように、都市型豪雨は、巨額の経済的損失と人的被害をもたらす災害だといえる。

浸水は、雨量が都市の排水設備の容量を越えた場合に発生するため、様々な形態の排水及び貯留設備をより拡大し、緑地の面積を増やすなど様々な浸水防止対策が講じられている。

さらには、浸水防止にとどまらず、雨水を水資源として認識して積極的に利用する雨水管理技術への関心も高まっている。

韓国特許庁は、雨水利用設備を含めた全体の雨水管理設備関連の出願が 2008 年 11 件から 2009 年 27 件、2010 年 37 件、2011 年 45 件となっており、2012 年は 5 月まで 25 件と出願が増加していると述べた。<添付 1 を参照>

2010 年と 2011 年にソウルで相次いで発生した浸水被害とともに、政府の雨水利用奨励策などが影響し、浸水防止及び雨水利用関連設備の需要が増加したためだと分析できる。

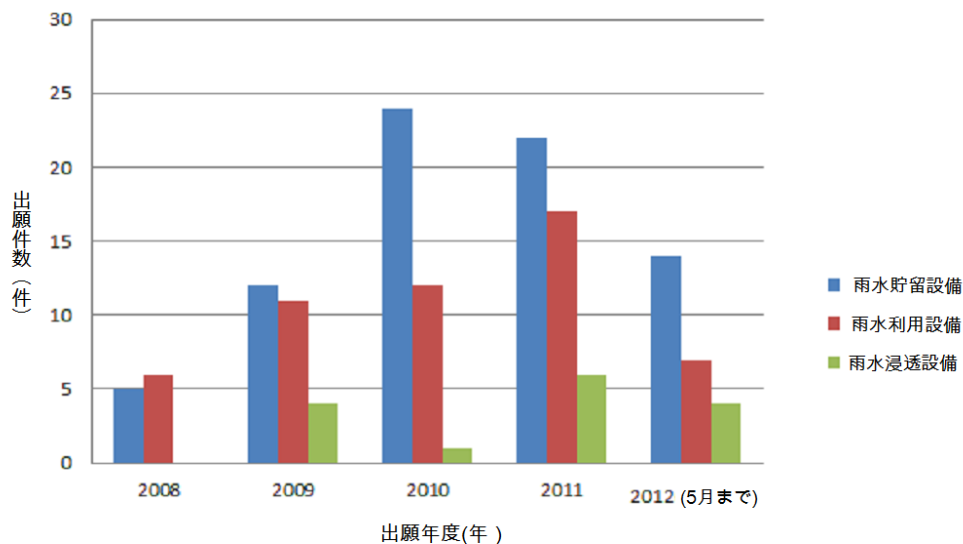
こうした雨水管理関連の特許技術を通じて、捨てられる雨水を利用することで、用水使用のコストを削減し、気候変動がもたらし得る水不足にも対応できるようになる。

ここ 5 年間(2008~2012 年の 5 月まで)、雨水管理設備と関連した 145 件の特許出願のうち、雨水貯留設備に関する技術の出願が 77 件と最も多く、無毒性、環境配慮型の素材、光触媒などを適用して浄化機能を持つ素材を利用した技術、組み立てと設置が簡単な貯留槽関連技術などが出願されている。<添付 2 を参照>

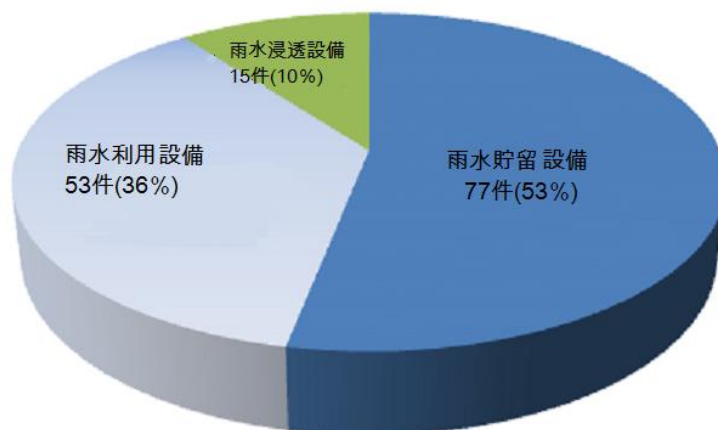
雨水管理設備のうち、雨水利用設備関連の出願は、53 件となっており、そのなかで建築物の雨水集水関連技術の出願が 28 件、雨水を濾(ろ)過、殺菌などの方法で処理する技術の出願が 25 件となった。雨水浸透設備関連は、調査によると 15 件である。<添付 2 参照>

最近では、降雨状況に応じてリアルタイムでコントロールできる雨水管理設備も出願

され、気候変動によるゲリラ性集中豪雨に効果的に対応できると期待されている。



<添付 1：雨水管理設備の年間出願件数>



<添付 2：ここ 5 年間(2008～2010(5月まで))雨水管理設備別の出願件数>

5-7 韓国原子力研究院、自動生成システムを開発(デジタルタイムズ 7月 11日)

韓国原子力研究院は、11日、研究開発の企画段階で作成する特許動向分析(特許マップ)報告書を一般研究者が簡単でスピーディに作成できるようにした「特許動向分析報告書自動生成システム」を開発したと発表した。

この報告書は、特定の技術分野に関する各国の特許情報を調査・加工してデータ化し、それに基づいて技術動向を視覚的に理解しやすく図表で作成した報告書で、2005年から国家研究開発課題企画と評価・選定の際に作成及び活用することを義務付けている。

今回のシステムは、国家研究開発事業の過程で活用される高品質の特許データを収集・体制化して提供するため、データを一つ一つ収集していた従来の方法に比べてデータの加工時間を大幅に短縮することができる。さらに、動向分析の結果を単純にグラフとして示すのではなく、グラフ別の分析例示文を提供し、報告書を分かり易く体制的に作成できる。こうしたメリットがあるため、特許の専門家も特許動向分析の報告書を書くために数カ月を費やしたのを、一般の研究者が3~4時間以内に完了することができるようになった。

知識財産チームの有ジェボクチーム長は、「今回のシステム開発で国や研究機関が作成した特許ロードマップの報告書に用いられた高品質の特許データを埋もれさすことなく使う事が出来る枠を設けることができた。システムの汎用化で利用が拡大すれば特許マップ作成の国家標準化の確立にも貢献できると期待される」と述べた。

原子力研究院は、昨年3月に特許を専門に扱っている知識財産チームと弁理士新規採用などを通じて戦略的な特許経営を行っており、発明インタビュー制度の施行や特許明細書の検討強化、眠っている特許の大胆な取消しを通じて、技術の社会還元など、良質の特許を確保するために様々な取り組みを行なっている。

<李ジュンギ記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム